

厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期間にわたって高額な治療を必要とする特定疾病の人は、自己負担額が一医療機関につき、1か月10,000円（人工透析が必要な70歳未満の「上位所得者世帯（「高額療養費」表Ⅰ参照）」に属する人の自己負担額は1か月20,000円）までとなります。

「特定疾病療養受療証」を発行しますので、国民健康保険課へ申請してください。

交付申請に必要なもの

- 保険証
- 医師の証明書
- マイナンバーカード

厚生労働大臣指定の特定疾病とは

- 1 人工透析を必要とする慢性腎不全
- 2 先天性血液凝固因子障害
- 3 血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

特定疾病の場合も高額療養費と同様に、75歳到達月は自己負担限度額が半額となります。
特定疾病の場合は同一県内の市町へ住所異動した月の自己負担限度額の半額措置はありません。